

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 取引先の役員を自宅へ招待した費用

Q：当社の取引先には外国の企業が多いため、海外からのお客様は社長の私宅に招待して接待することになっています。

この場合、社長の私宅で会食等をしたときに要した費用は、社長の給与等として取り扱われるのでしょうか。

A：社長の私宅において行った接待等であっても、法人の業務としてのものである限り、社長に対する給与等ではなく、交際費等に該当します。

### 【解説】

交際費と給与との区分は、役員、従業員の側からみて業務に関連しての接待きょう応は交際費、自ら経済的利益を得ることを目的としての接待きょう応は給与と考えればよいと思います。

会社の得意先等を役員又は使用人の私宅において接待する例は一般にみられるところで、外国ではこの種のパーティーが非常に多いようです。

この場合、その接待等が法人の業務としてのものであるときは、法人の計算に帰属する交際費等として取り扱われ、役員等に対して給与を支給したものとして取り扱われることはありません。

また、接待等を行う場所としては特に定めがなく、接待等の目的に応じて相応の場所となるはずですので、たとえ社長の私宅で行っても、そのみで給与にはなることはありません。

